

中小企業早期経営改善 賃上げ応援事業



中小企業の皆さまの
早期経営改善の取組みを
サポートします！！

こんなお悩みありませんか？

- ✓ コロナ関連融資の返済が本格化し、今後の資金繰りが心配
- ✓ 原材料の高騰や人手不足など、これからの経営に不安を抱えている
- ✓ 売上や利益が減少傾向にあり、経営を改善したい

早期の経営改善に向けて、簡易経営診断による自社の現状や経営課題の把握、課題解決に向けたアクションプランを織り込んだ経営改善計画書の策定支援を**無料**で行います。

経営改善計画を策定した中小企業の方は、県制度融資の中で最も低利な「緊急経済対策資金（経営改善支援）」に申込みことができます。

簡易経営診断

コーディネーターが簡易経営診断を実施し、自社の現状や経営上の課題を把握するお手伝いをします。

経営改善計画の 策定支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、課題解決に向けた経営改善計画の策定を支援します。

資金繰り支援

経営改善計画書の提出を要件とする低利な県制度融資「緊急経済対策資金（経営改善支援）」に申込みことができます。（※）



※本事業は支援を目的としたものです。融資とは別の制度であり、本事業の申込みにより融資を確約するものではありません。融資を希望される場合は、指定金融機関への別途申込と審査が必要です。

ご相談はいつでもお気軽にお電話ください。

1 対象となる事業者

- ・福岡県内に事業所を有する企業
- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び特定非営利活動法人
- ・早期経営改善に取り組む意欲のある中小企業者等

2 費用

無料

3 支援の流れ

1 申込み（メール、郵送、FAX）

まず初めに①の申請書に必要な事項を記入して提出してください。その後、②を提出してください。

①早期経営改善・賃上げ応援事業申請書 ②直近3期分の決算書の写し

2 ヒアリング（電話またはWEB会議ツール等）

当センターのコーディネーターが状況や課題をお聞きします。

3 簡易経営診断の実施

コーディネーターが決算書やヒアリング等をもとに簡易経営診断を実施し、自社の現状や経営課題を把握するお手伝いをします。簡易経営診断の結果は作成した診断結果をもとに、コーディネーターが直接ご説明します。

※経営改善計画の策定支援が不要な場合は、簡易経営診断結果のご説明をもって終了となります。

4 経営改善計画の策定支援（専門家派遣）

簡易経営診断の結果、経営改善計画の策定が必要な場合は、専門家を派遣し、経営改善計画の策定を支援します。

①専門家とのマッチング

申込者、専門家、コーディネーターで顔合わせ後、ヒアリング等をもとに専門家が支援計画書を作成します。

②派遣の実施

専門家が支援計画書に基づき、経営改善計画書の策定を支援します。

③アンケートの提出

支援終了後は、アンケートを提出してください。



※県制度融資には、経営改善計画策定後にご自身で申し込みをしていただく必要があります。

【参考】県制度融資 緊急経済対策資金（経営改善支援）

金 利	1.10%	（通常より0.2%引下げ）
保 証 料 率	0.25%~1.47%	（通常より約0.2%引下げ）
融 資 限 度 額	1億円	
融 資 期 間	運転資金5年間、設備資金7年間（据置1年間） ※保証付融資の借換は10年間（据置1年間）	
資 金 使 途	運転資金、設備資金	
担 保	必要に応じて徴求	
申 込 先	取扱金融機関、商工会議所、商工会 等	

詳細は福岡県ホームページにてご確認ください。

【県制度融資に関するお問合せ先】
福岡県商工部中小企業振興課

☎ 092-643-3424



福岡県 制度融資



公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階

☎ 092-622-5432 ✉ keieikaizen@joho-fukuoka.or.jp

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/index.html>

福岡県 中小企業

